

令和元年度 つるぎ町定年前早期退職希望者募集実施要項

令和元年 9月30日
つるぎ町長

職員の年齢別構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（つるぎ町定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例（平成27年条例第1号）第2条第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

つるぎ町職員定数条例（平成17年条例第29号）に規定する職員（病院事業職員は町長部局からの出向者に限る。）のうち、令和2年3月31日現在において、定年年齢から15歳を減じた年齢以上であり、かつ職員としての勤続年数が20年以上である者

2 募集人数

2名

3 募集の期間

- (1) 早期退職希望者の募集期間は令和元年10月1日（火）午前9時から10月31日（木）午後5時までとする。
- (2) 募集の目的を達成するため必要があるときは、上記募集期間を延長するものとする。
- (3) 募集の期間の終了年月日が到来するまでに応募をした職員の数が募集人数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。

4 退職すべき期日

令和2年3月31日（火）

5 応募の手続き

- (1) 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、募集期間内に下記受付担当者に提出する。
- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を令和元年11月15日（金）までに交付する。
- (3) 応募申込書の提出後退職すべき期日が到来するまでの間に、応募を取り下げたい場合は、「早期退職希望者の募集に係る応募取り下げ申請書」（様式第2号）を応募申請書と同様の方法で提出する。

6 募集に関する問い合わせ先

総務課 給与係

電話番号 0883-62-3111 (内線: 113)

7 特例措置

定年に達する日(60歳の誕生日の前日)から6月前までに退職する場合は、定年年齢と退職時の年齢との差1年につき3%(定年年齢と退職日における年齢との差が1年の場合は2%)の加算措置を行うものとする。

8 その他注意事項

(1) 次の①から④のいずれかに該当する職員は応募することができない。

① 非常勤職員

② 臨時的任用職員、任期を定めて任用されている職員

③ 令和2年3月31日までに定年に達する職員

④ 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。)を募集の開始の日において受けている者又は募集期間中に受けた者

(2) 応募者が次の①から④のいずれかに該当する場合は、不認定とする。

① この募集実施要項に適合しない場合

② 応募後に懲戒処分(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けた場合

③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合

その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

④ 引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要と認める場合